

平成20年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点 [ 事例問題 2 ]

問1 起案

1. 原告の主張に対し、正しく認否しているか。
2. 被告の反論（商標権侵害）
  - 被告標章は本件商標に類似していない。
  - 被告標章の使用は、商品の品質、原材料の表示（商標法第26条第1項第2号）に該当する。
  - 被告標章の使用は、普通名称の表示（商標法第26条第1項第2号）に該当する。
  - 又は、被告標章の使用は、慣用商標（商標法第26条第1項第4号）に該当する。

なお、被告標章の使用は、いわゆる商標的使用に該当しないとの主張も加点の対象とします。
3. 被告の反論（不正競争防止法）
  - 周知商品等表示に該当しない。
  - 混同のおそれはない。
  - 普通名称の表示に該当する（不正競争防止法第19条第1項第1号）。又は、慣用表示に該当する（同第19条第1項第1号）。

問2 小問

- (1) 信義誠実の原則。民法第1条第2項。
- (2) 和解（民事訴訟法第267条）
  - 訴えの取下（民事訴訟法第261条第1項、第2項）
  - 請求の放棄（民事訴訟法第266条）